

～大切なお知らせ～

児童手当改正（拡充）について
～児童手当制度が令和6年10月分から変わります～

1. 主な変更

主な変更内容は下記のとおりです。

	改正（拡充）前 （令和6年9月分まで）	改正（拡充）後 （令和6年10月分から）
支給対象	中学校修了前までの児童 （15歳到達後の最初の年度末まで） を養育している方	<u>高校生年代までの児童</u> （18歳到達後の最初の年度末まで） を養育している方
所得制限	所得制限あり 所得制限限度額以上 特例給付 （月額5,000円） 所得上限限度額以上 支給なし	<u>所得制限なし</u>
手当月額	・3歳未満 一律：15,000円 ・3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ・中学生 一律：10,000円	・3歳未満 第1子・第2子：15,000円 <u>第3子以降：30,000円</u> ・3歳～高校生年代 第1子・第2子：10,000円 <u>第3子以降：30,000円</u>
支給月	3回（各前月までの4ヶ月分を支払） 2月，6月，10月	<u>6回（偶数月）</u> （各前月までの2ヶ月分を支払） 12月，2月，4月，6月，8月，10月
多子加算の算定対象（カウント方法）	高校生年代までの児童 （R6年度は平成18年4月2日生までの児童）	高校生年代までの児童 ＋ 経済的な負担等がある 18歳年度末以降22歳年度末までの子 （R6年度は平成14年4月2日生～平成18年4月1日までの子）が届出により対象になる

2.手続き

○令和6年10月分以降、改正（拡充）後の手当を受給するために手続き（書類の提出）が必要になる場合があります。
手続き確認フローを確認していただき、該当する場合は下記の期限までに必要書類を提出してください。

提出期限 令和6年10月31日（木）まで
<最終期限> 令和7年3月31日（月）（必着）

※改正後の初回支給は令和6年12月10日です。

期限（令和6年10月31日）までに書類の提出がない場合は、12月の支給に間に合わない場合があります。

※**最終期限（令和7年3月31日）を過ぎた場合は、令和6年10月分に遡及しての手当の支給・多子加算の適用はできません。**

3.その他

※児童が施設に入所しているなどの場合は、原則として、手当は施設の設置者等に支給されます。

※公務員の方は、勤務先（所属庁）が児童手当の手続き先です。
手続きの時期等については勤務先（所属庁）にお問い合わせください。

※令和6年9月30日以前に千曲市から転出される場合は、転出先の自治体で手続きを行ってください。

■ 問い合わせ先・手続き窓口

千曲市役所 次世代支援部 こども未来課 子育て支援係
026-273-1111（内線：1251）

千曲市役所1階 15・16番窓口
（受付時間：平日8：30～17：15）